中野区立学校の管理運営に関する規則新旧対照表

改正案	現行
第1章~第4章 (略)	第1章~第4章 (略)
附則	附則
1~3 (略)	1~3 (略)
4 令和2年度における第3条第1項第2号ア及	
び第3条の2第1項第2号アの規定の適用につ	
いては、これらの規定中「7月21日から8月3	
1日まで」とあるのは、「8月8日から同月31	
<u> 日まで」とする。</u>	
別表 (略)	別表 (略)
第1号様式~第3号様式 (略)	第1号様式~第3号様式 (略)
附 則	
この規則は、公布の日から施行する。	

【参考 附則第4項による読替え】

10万 門別分4項による前台と】 読替後	読替前
11. 11. 11. 11. 11. 11. 11. 11. 11. 11.	
(学期及び休業日)	(学期及び休業日)
第3条 小学校における学校教育法施行令(昭和2	第3条 小学校における学校教育法施行令(昭和2
8年政令第340号) 第29条の規定に基づく学	8年政令第340号) 第29条の規定に基づく学
期及び休業日(以下「学期及び休業日」という。)	期及び休業日(以下「学期及び休業日」という。)
は、次のとおりとする。	は、次のとおりとする。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 休業日	(2) 休業日
ア 夏季休業日 8月8日から同月31日ま	ア 夏季休業日 7月21日から8月31日
<u>で</u> の日	<u>まで</u> の日
イ~カ (略)	イ~カ (略)
2 (略)	2 (略)
第3条の2 中学校における学期及び休業日は、次	第3条の2 中学校における学期及び休業日は、次
のとおりとする。	のとおりとする。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 休業日	(2) 休業日
ア 夏季休業日 8月8日から同月31日ま	ア 夏季休業日 7月21日から8月31日
<u>で</u> の日	<u>まで</u> の日
イ~カ (略)	イ~カ (略)
2 (略)	2 (略)